

兵庫県公報

令和8年8月4日 火曜日 第742号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	4
○ 県営土地改良事業の緊急防災等工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）	5
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	5
○ 同 上（同）	6

公 告

○ 肥料の登録（農産園芸課）	6
○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）	6
○ 肥料の登録事項の変更の届出（同）	8
○ 肥料の検査結果の概要（同）	8
○ 森林経営管理法第68条第3項に基づく規約の公告（林務課）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	10
○ 入札公告（物品管理課）	11

公安委員会告示

○ 警備業法に基づく直接検定の実施	14
-------------------	----

告 示

兵庫県告示第776号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 西宮市立中央病院
所 在 地 西宮市林田町8番24号
撤 回 年 月 日 令和8年6月30日

~~~~~

### 兵庫県告示第777号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった2から5までの医療機関を救急病院と認定した。

令和8年8月4日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- |   |           |                             |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 名 称       | 兵庫県立西宮総合医療センター              |
|   | 所 在 地     | 西宮市津門大塚町11-62               |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和8年7月1日                    |
|   | 認定の有効期限   | 令和11年6月30日                  |
| 2 | 名 称       | 社会医療法人渡邊高記念会 西宮渡辺心臓脳・血管センター |
|   | 所 在 地     | 西宮市池田町3-25                  |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和8年8月1日                    |
|   | 認定の有効期限   | 令和11年7月31日                  |
| 3 | 名 称       | 医療法人社団十善会 野瀬病院              |
|   | 所 在 地     | 神戸市長田区二葉町5丁目1-21            |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和8年8月1日                    |
|   | 認定の有効期限   | 令和11年7月31日                  |
| 4 | 名 称       | 医療法人社団仙齡会 はりま病院             |
|   | 所 在 地     | 加古郡播磨町北野添2丁目1番15号           |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和8年7月1日                    |
|   | 認定の有効期限   | 令和11年6月30日                  |
| 5 | 名 称       | 平成病院                        |
|   | 所 在 地     | 南あわじ市八木養宜中173               |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和8年6月27日                   |
|   | 認定の有効期限   | 令和11年6月26日                  |

兵庫県告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月4日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|           |           |
|-----------|-----------|
| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
| 加古川西土地改良区 | 令和8年5月18日 |

兵庫県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月4日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 両荘土地改良区  | 令和8年5月14日 |

兵庫県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月4日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
|------------|-----------|
| 兵庫県東播土地改良区 | 令和8年5月11日 |

~~~~~

兵庫県告示第781号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
葡萄園池土地改良区	令和8年5月15日

~~~~~

**兵庫県告示第782号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 中佐土地改良区  | 令和8年5月15日 |

~~~~~

兵庫県告示第783号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
塔下土地改良区	令和8年5月14日

~~~~~

**兵庫県告示第784号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 大宮土地改良区  | 令和8年5月14日 |

~~~~~

兵庫県告示第785号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
西山・柳沢東土地改良区	令和8年5月11日

~~~~~

**兵庫県告示第786号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 尾崎土地改良区  | 令和8年5月14日 |

~~~~~

兵庫県告示第787号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。
令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農村地域防災減災事業	4号池	神戸市西区岩岡町岩岡	令和3.9.30	令和7.5.13	ため池1箇所
同上	2号池	同 市同区神出町宝勢	令和3.9.30	令和7.5.19	ため池1箇所
同上	西谷池	同 市北区淡河町北畑	令和3.9.17	令和7.6.9	ため池1箇所

~~~~~

**兵庫県告示第788号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和8年7月17日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名  
農村地域防災減災事業
- 2 地区名  
五領ヶ谷池地区
- 3 縦覧の期間  
令和8年8月4日から同月24日まで
- 4 縦覧の場所
  - (1) 加西市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (2) 兵庫県のホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/gorvougataniike-shinki.html>

兵庫県告示第789号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和8年7月23日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年8月4日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 事業名  
農村地域防災減災事業
- 2 地区名  
鹿野北池地区
- 3 縦覧の期間  
令和8年8月4日から同月24日まで
- 4 縦覧の場所
  - (1) 西脇市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (2) 兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/shikanokitaike-shinki.html>

兵庫県告示第790号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年8月4日

北播磨県民局長 梅 田 孝 雄

- 1 指定する貯水施設の所在地  
加東市藤田一ノ谷1232、同市大畑シダガ谷537-19
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称  | 住 所         | 代表者の氏名 |
|------|-------------|--------|
| 藤田地区 | 加東市藤田419－ 1 | 石古 覚   |
| 大畑地区 | 加東市大畑169    | 土肥 彰浩  |

- 3 指定する理由  
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第791号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年8月4日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位 置                                               | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第R08但馬位置<br>0002号 | 8. 7. 21         | 豊岡市若松町61番1の一部、61番2の一部、<br>61番3の一部、62番1の一部、62番2の一部 | 6.00          | 61.48         |

兵庫県告示第792号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年8月4日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位 置                         | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------|---------------|---------------|
| 第R08但馬位置<br>0003号 | 8. 7. 23         | 豊岡市正法寺字幣添通672番1の一部、673番1の一部 | 6.00          | 25.45         |

公 告

## 肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和8年8月4日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 登録番号          | 肥料の種類及び名称                | 保証成分量                                | その他の規格       | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 登 録<br>年月日    |
|---------------|--------------------------|--------------------------------------|--------------|-----------------|---------------|
| 兵庫県肥料登録第1792号 | 副産動植物質肥料<br>魚由来コラーゲンペプチド | 窒素全量 15.0%                           | 公定規格<br>のとおり | 旭陽化学工業株式会社      | 令和8年<br>2月26日 |
| 兵庫県肥料登録第1793号 | 加工家さんふん肥料<br>みのりの鶏ふん肥料   | 窒素全量 3.0%<br>りん酸全量 3.0%<br>加里全量 2.0% | 公定規格<br>のとおり | みのり農業協同組合       | 同 年<br>3月27日  |

## 肥料の登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の有効期間を更新した。

令和8年8月4日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 登録番号          | 肥料の種類及び名称                         | 保証成分量                                                                               | その他の規格       | 生産業者の氏名又は名称及び住所                     | 登録の有効期間        |
|---------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------|----------------|
| 兵庫県肥料登録第1416号 | とうもろこしはい芽及びその粉末<br>2.5とうもろこしはい芽粉末 | 窒素全量 2.0%<br>りん酸全量 2.5%<br>加里全量 1.0%                                                | 該当なし         | 多木化学株式会社<br>加古川市別府町緑町2番地            | 令和14年<br>2月24日 |
| 兵庫県肥料登録第1739号 | 副産動植物質肥料<br>ウイスキー酵母               | 窒素全量 6.0%<br>りん酸全量 1.0%                                                             | 同上           | 太陽産業株式会社<br>高砂市曽根町字新開2952番地         | 同年<br>同月17日    |
| 兵庫県肥料登録第1548号 | 混合有機質肥料<br>農産発酵こつぶこ               | 窒素全量 5.5%<br>りん酸全量 3.5%<br>加里全量 1.5%                                                | 公定規格<br>のとおり | 大和肥料株式会社<br>尼崎市浜1丁目2番30号            | 令和11年<br>3月8日  |
| 兵庫県肥料登録第1418号 | 化成肥料<br>有機入り化成肥料<br>208           | 窒素全量 2.0%<br>りん酸全量 10.0%<br>内く溶性りん酸 9.4%<br>加里全量 8.0%<br>内く溶性加里 6.0%<br>内水溶性加里 2.6% | 同上           | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁目8番10号  | 同年<br>2月24日    |
| 兵庫県肥料登録第1766号 | 混合有機質肥料<br>混合有機54                 | 窒素全量 5.0%<br>りん酸全量 4.0%                                                             | 同上           | 同上                                  | 同年<br>3月7日     |
| 兵庫県肥料登録第1737号 | 副産動植物質肥料<br>牛由来コラーゲンペプチド          | 窒素全量 15.0%                                                                          | 同上           | 旭陽化学工業株式会社<br>姫路市網干区福井45番地          | 同年<br>2月12日    |
| 兵庫県肥料登録第1738号 | 副産動植物質肥料<br>豚由来コラーゲンペプチド          | 窒素全量 15.0%                                                                          | 同上           | 同上                                  | 同上             |
| 兵庫県肥料登録第1740号 | 混合有機質肥料<br>混合有機710                | 窒素全量 7.0%<br>りん酸全量 1.0%                                                             | 同上           | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁目8番10号  | 同年<br>3月30日    |
| 兵庫県肥料登録第1711号 | 乾燥菌体肥料<br>楽農舎5                    | 窒素全量 6.0%<br>りん酸全量 2.0%                                                             | 同上           | ハリマ産業エコテック株式会社<br>姫路市網干区浜田1223番地の10 | 同年<br>2月21日    |
| 兵庫県肥料登録第1660号 | 加工家さんふん肥料<br>発酵鶏糞N                | 窒素全量 3.0%<br>りん酸全量 4.0%<br>加里全量 2.5%                                                | 同上           | 有限会社レイ<br>赤穂郡上郡町旭日丙449番地15号         | 令和14年<br>4月30日 |
|               |                                   |                                                                                     |              |                                     |                |

|               |                       |                           |              |                                     |                |
|---------------|-----------------------|---------------------------|--------------|-------------------------------------|----------------|
| 兵庫県肥料登録第1741号 | 混合石灰肥料<br>混合石灰肥料2号    | アルカリ分 35.0%<br>く溶性苦土 3.0% | 同上           | 太陽産業株式会社<br>高砂市曾根町字新開2952番地         | 同年<br>同月12日    |
| 兵庫県肥料登録第1742号 | 混合石灰肥料<br>混合石灰肥料3号    | アルカリ分 40.0%<br>く溶性苦土 5.0% | 同上           | 同上                                  | 同年<br>5月18日    |
| 兵庫県肥料登録第1553号 | 副産物植物質肥料<br>醗酵副産肥料2号  | 窒素全量 1.5%<br>加里全量 9.0%    | 該当なし         | ジェイカムアグリ株式会社<br>東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号 | 同年<br>6月13日    |
| 兵庫県肥料登録第1307号 | 魚かす粉末<br>10.0魚かす粉末    | 窒素全量 10.0%<br>りん酸全量 4.0%  | 同上           | 大和肥料株式会社<br>尼崎市浜1丁目2番30号            | 同年<br>同月24日    |
| 兵庫県肥料登録第1474号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料4-2 | 窒素全量 4.0%<br>りん酸全量 2.0%   | 公定規格<br>のとおり | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁目8番10号  | 令和11年<br>6月27日 |
| 兵庫県肥料登録第1554号 | 混合有機質肥料<br>混合有機73     | 窒素全量 7.0%<br>りん酸全量 3.0%   | 同上           | 同上                                  | 同年<br>7月6日     |

~~~~~

肥料の登録事項の変更の届出

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更について届出があった。

令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	肥料の種類及び名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更事項	変更前	変更年月日
				変更後	
兵庫県肥料登録第1765号	副産動植物質肥料 加工動物質肥料500	有限会社エーリン 大阪府大阪市福島区 玉川四丁目10番19号 シンセイビル33号室	法人住所変更	大阪市福島区玉川四丁目5番4号	令和5年 8月28日
				大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室	

~~~~~

#### 肥料の検査結果の概要

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により収去させた肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

令和8年2月分

## 普通肥料

| 肥料の種類等 | 保証票添付者                 | 肥料の名称  | 検 査 の 概 要        |      |            |            | 備 考 |
|--------|------------------------|--------|------------------|------|------------|------------|-----|
|        |                        |        | 分析検査             |      | 保証票<br>の検査 | その他<br>の検査 |     |
|        |                        |        | 項 目              | 指摘事項 |            |            |     |
| 菌体肥料   | ハリマ産業エ<br>コテック株式<br>会社 | 菌体肥料 1 | 主成分－TN、ひ<br>素、Cd |      |            |            |     |
| 魚かす粉末  | トミクラ産業<br>株式会社         | 6－12魚粉 | 主成分－TN、TP        |      |            |            |     |

備考1 分析検査の欄及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばら  
の場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、Cd—カドミウム

~~~~~

森林経営管理法第68条第3項に基づく規約の公告

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条第1項の規定により、令和8年8月4日から、次の町の森林
経営管理事業に関する事務を次の規約により兵庫県が代替執行することとしたので、同条第3項の規定により
公告する。

令和8年8月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 町名 神崎郡市川町
(2) 規約 以下のとおり
兵庫県
市川町

森林経営管理事務の代替執行に関する規約

令和8年8月4日

（趣旨及び法的根拠）

第1条 本規約は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条の規定に基づき、市川町（以下「町」とい
う。）が行うべき森林経営管理事業に関する事務について、兵庫県（以下「県」という。）が代替して管理及
び執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（代替執行事務の範囲）

第2条 県が代替執行する事務（以下「代替執行事務」という。）は市町村森林経営管理事業に関する事務とし、
次に掲げる森林に係るものとする。

- 1 過去に（公社）ひょうご農林機構と森林所有者の間で分収林特別措置法第2条第3項に規定する分収林
契約を締結し、解約した森林。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事務に係る法令上の実施主体は町であり、町は必要な情報提供その他県
の代替執行の支援をするものとする。

（代替執行事務の管理及び執行方法）

第3条 代替執行事務は、町が別に定める事項の定めるところにより、県が適正に執行するものとする。

（代替執行事務に要する経費の負担及び収益の帰属）

第4条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、県が負担する。

- 2 代替執行事務により生じた収益は、県に帰属する。

（経理の明確化）

第5条 県は、代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、他の会計と区分して経理を明確に
するものとする。

（連絡調整）

第6条 県及び町は、代替執行事務の円滑な実施を図るため、年1回以上連絡会議を開催する。

2 前項のほか、必要に応じて随時協議を行うことができる。

附 則

この規約は、令和8年8月4日から施行する。

2 (1) 町 名 赤穂郡上郡町

(2) 規 約 以下のとおり

兵庫県

上郡町

森林経営管理事務の代替執行に関する規約

令和8年8月4日

(趣旨及び法的根拠)

第1条 本規約は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条の規定に基づき、上郡町（以下「町」という。）が行うべき森林経営管理事業に関する事務について、兵庫県（以下「県」という。）が代替して管理及び執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(代替執行事務の範囲)

第2条 県が代替執行する事務（以下「代替執行事務」という。）は市町村森林経営管理事業に関する事務とし、次に掲げる森林に係るものとする。

1 過去に（公社）ひょうご農林機構と森林所有者の間で分収林特別措置法第2条第3項に規定する分収林契約を締結し、解約した森林。

2 前項の規定にかかわらず、当該事務に係る法令上の実施主体は町であり、町は必要な情報提供その他県の代替執行の支援をするものとする。

(代替執行事務の管理及び執行方法)

第3条 代替執行事務は、町が別に定める事項の定めるところにより、県が適正に執行するものとする。

(代替執行事務による経費の負担及び収益の帰属)

第4条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、県が負担する。

2 代替執行事務により生じた収益は、県に帰属する。

(経理の明確化)

第5条 県は、代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、他の会計と区分して経理を明確にするものとする。

(連絡調整)

第6条 県及び町は、代替執行事務の円滑な実施を図るため、年1回以上連絡会議を開催する。

2 前項のほか、必要に応じて随時協議を行うことができる。

附 則

この規約は、令和8年8月4日から施行する。

~~~~~

#### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

ついては、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル高砂曾根店

所在地 高砂市曾根町字入喜濱2526番1外

2 法第8条第1項の規定により高砂市から述べられた意見の概要

(1) 周辺地域において混雑等が生じ、地域住民等の生活の利便が損なわれないよう、交通整理員の配置等の十分な交通対策を行うこと。

(2) 特定建設作業に該当する場合は届出を行うこと。なお、工事を実施するに当たり、付近住民に周知すること。



## 所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 永嶺

電話 (078) 341-7711 内線75783 FAX (078) 362-3928

## イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年8月4日（火）から同月18日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 入札・開札の日時及び場所

令和8年9月11日（金）午後2時 兵庫県庁3号館8階入札室

## エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年9月10日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

## ア 参加申込みの期間

令和8年8月4日（火）から同月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年8月18日（火）は午後4時までとする。）

## イ 入札の日時

令和8年9月4日（金）午後5時から同月11日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

## ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

令和8年8月5日（水）から同月28日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和8年8月5日（水）から同月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年8月18日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

## ウ 提出書類

- (7) 仕様確認申込書  
(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和8年9月4日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年9月9日（水）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年10月2日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saitou, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Middle-sized school buses 7 vehicle

(3) Delivery period: March 19, 2027

(4) Delivery place:

Mukogawa special school in Hyogo, Higashiharima special school in Hyogo, Himeji Shirasagi special school in Hyogo, Kawanishi-kariyon-no-oka special school in Hyogo and Ashiya special school in Hyogo

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 18, 2026

(6) Deadline for tender:

14:00 September 11, 2026 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 September 10, 2026 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Nagamine, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural

Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 75783

## 公安委員会告示

### 兵庫県公安委員会告示第156号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年8月4日

兵庫県公安委員会

委員長 高見澤 恵美子

1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務2級

2 実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和8年11月7日（土）午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

明石市荷山町1649番地の2

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

3 受検定員

30人

4 受検要件

次のいずれかに該当する者

(1) 兵庫県内に住所を有する者

(2) 兵庫県内の営業所に属する警備員

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

(1) 申請期間

令和8年8月17日（月）から同年10月16日（金）までの間（対面による申請にあっては、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

ア 兵庫県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

## (3) 申請書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(イ) 前記(2)のアの警察署に申請する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(イ) 前記(2)のイの警察署に申請する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2枚

## (4) 申請方法

ア 前記(3)の申請書類(電磁的記録を含む。)について、前記(2)の申請窓口における対面又は電子申請により申請するものとする。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。

## 7 検定申請書の配布

検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

## 8 手数料

手数料は、14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、納付後の手数料は、返還しない。

## 9 携行品

筆記用具

## 10 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424